七1　合併後消滅する健康保険組合
（一）　健康保険組合の名称　ソラン健康保険組合
（二）　事務所の所在地　東京都港区三田三丁目十一番二十四号
（三）　設立事業所の名称及び所在地　ソラン株式会社　東京都港区　外十三事業所
2　合併後存続する健康保険組合
（一）　健康保険組合の名称　ＩＴホールディングスグループ健康保険組合
（二）　事務所の所在地　富山県富山市牛島新町五番五号
（三）　設立事業所の名称及び所在地　ＩＴホールディングス株式会社　東京都千代田区　外十七事業所
3　認可の年月日　平成二十三年三月十六日
八1　合併後消滅する健康保険組合
（一）　健康保険組合の名称　ライフ健康保険組合
（二）　事務所の所在地　東京都港区芝二丁目三十一番十九号
（三）　設立事業所の名称及び所在地　株式会社ライフ　神奈川県横浜市
2　合併後存続する健康保険組合
（一）　健康保険組合の名称　アイフル健康保険組合
（二）　事務所の所在地　京都府京都市下京区烏丸通五条上る高砂町三百八十一番地一
（三）　設立事業所の名称及び所在地　アイフル株式会社　京都府京都市　外八事業所
3　認可の年月日　平成二十三年三月十六日
九1　合併後消滅する健康保険組合
（一）　健康保険組合の名称　パナソニック関係会社連合健康保険組合
（二）　事務所の所在地　大阪府大阪市北区末広町二番四十号
（三）　設立事業所の名称及び所在地　パナソニックコンシューマーマーケティング株式会社　大阪府大阪市　外五十事業所
2　合併後存続する健康保険組合
（一）　健康保険組合の名称　パナソニック健康保険組合
（二）　事務所の所在地　大阪府守口市外島町五番五十五号
（三）　設立事業所の名称及び所在地　パナソニック株式会社　大阪府門真市　外百七十事業所
3　認可の年月日　平成二十三年三月十六日

○厚生労働省告示第百四十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の名称を同表の下欄に掲げる日をもって同表の中欄に掲げる名称に変更することに係る規約の変更を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月十二日　厚生労働大臣　細川　律夫

変更前の名称	変更後の名称	変更年月日
荘内銀行健康保険組合	フィデア健康保険組合	平成二十三年四月一日
雪印・日本ミルクコミュニティ健康保険組合	雪印メグミルク健康保険組合	平成二十三年四月一日
日興コーディアルグループ健康保険組合	ＳＭＢＣ日興証券グループ健康保険組合	平成二十三年四月一日

○厚生労働省告示第百四十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の同表の中欄に掲げる場所における従たる事務所を同表の下欄に掲げる日をもって廃止することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月十二日　厚生労働大臣　細川　律夫

健康保険組合名	所在地	廃止年月日
トッパングループ健康保険組合	東京都台東区台東一丁目五番一号	平成二十三年四月一日
	東京都北区堀船二丁目十七番一号	
	東京都中央区京橋二丁目三番十三号	
	東京都港区東新橋一丁目七番三号	
	東京都北区東十条三丁目十番三十六号	

○厚生労働省告示第百四十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の第一欄に掲げる健康保険組合の同表の第三欄に掲げる事務所の所在地を同表の第五欄に掲げる日をもって同表の第四欄に掲げる所在地に変更することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月十二日　厚生労働大臣　細川　律夫

健康保険組合名	事務所区分	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
すかいらーくグループ健康保険組合	主たる事務所	東京都武蔵野市境南町二丁目十番二十一号	東京都武蔵野市西久保一丁目十番八号	平成二十二年十一月十五日
トーマツ健康保険組合	主たる事務所	東京都渋谷区恵比寿一丁目十九番十九号	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二十一番十四号	平成二十三年一月一日
アクセンチュア健康保険組合	主たる事務所	東京都渋谷区恵比寿一丁目十九番十九号	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二十一番十四号	平成二十三年一月一日
ジョンソン・エンド・ジョンソングループ健康保険組合	主たる事務所	東京都渋谷区恵比寿一丁目十九番十九号	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二十一番十四号	平成二十三年一月一日
あらた健康保険組合	主たる事務所	東京都渋谷区恵比寿一丁目十九番十九号	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二十一番十四号	平成二十三年一月一日
三菱マテリアル健康保険組合	主たる事務所	東京都港区高輪四丁目六番二十三号	東京都千代田区内神田一丁目二番十号	平成二十三年二月五日
大明健康保険組合	主たる事務所	東京都品川区西五反田二丁目十一番二十号	東京都江東区豊洲五丁目六番三十六号	平成二十三年二月二十三日
北洋銀行健康保険組合	主たる事務所	北海道札幌市中央区南九条西六丁目一番一号	北海道札幌市中央区大通西三丁目七番地	平成二十三年四月一日
ＮＯＫ健康保険組合	主たる事務所	東京都港区芝大門一丁目十二番十五号	東京都港区芝大門一丁目十二番十六号	平成二十三年四月一日

○農林水産省告示第七百六十四号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十二年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年四月十二日　農林水産大臣　鹿野　道彦

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称

農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	ＦＥＮＤＴ　９３１．８１２	２１００３５	日本エム・エス・ケー農業機械株式会社

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農業生産支援課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局、都道府県庁及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供する。